天井に右下 費用を補助しています吹付けアスベストの調査 彦根市では、 材が施されて 市建築指導課 心されている場合に、下の写真のような吹 建築物の柱や

るように、

政府が管理・運営

労働保険は、

職場の皆さん

安心して働いていただけ

している保険制度です。

わらず、

15

、業種や規模の大小にかか労働者を雇用する事業主

	月	日	11月 3日 (木·祝)	11月 23日 冰·祝
-		*	木曜日の	(3) 176
		等の 集	区域を収集します	収集なし
	清掃セ へ 直接	の	不 可	不可

月日	11月 3日 (木·祝)	11月 23日 (水·祝)	
ごみ等の 収集	木曜日の 区域を 収集します	収集なし	
清掃センター への 直接搬入	不 可	不可	

月	日	11月 3日 (木·祝)	11月 23日 (水·祝)
	み等の 又集	木曜日の 区域を 収集します	収集なし
	センター への 妾搬入	不 可	不可

滋賀労働局·彦根労働基準監督署 **陜適用促進月間です**

がありましたら、ています。写真の 問い合わせ先 うかを調査する費用を補助 せください 24-8517番 30 6 1 写真のような事例 25番、 **雨建築指導課** お問い 合わ

問い合わせ先

☎2-2734番、

レンダー

―」をご覧ください

※詳しくは、「ごみ等の収集力

月30日外に収集します。

月23日燃は収集を行わないた

毎月第4水曜日に

「埋立ご

を収集している地域は、翌

左の表のとおりです。

なお、11

11月の祝日のごみ等収集は

市清掃センター

アスベストを含んでいるかど

▼国土交通省資料「目で見るアスベ

お知らせ、祝日のごみ等収集の

準監督署、 金も徴収されます。 問い合わせ先 手続きを取ってください 険料を遡って徴収され、 続きを故意に怠ると、 ことになっています。 労働保険の加入は、 監督署☎22-0654番、 公共職業安定所で 労働 保 手 労働基 追徴

犯罪被害者週間です11月25日~12月1日は

の人たちへ。困っていること、 犯罪にあった人やその家族

Ó

24

滋賀県犯罪被害者 します。

金曜日

新成人のつどい

日時 平成24年1月8日(日)

10:45~12:15 (受付 10:00~)

成人式典·祝賀記念交歓会

ひこね市文化プラザ グランドホール 平成3年4月2日~同4年4月1日生まれの人

※ 11月1日現在で、市内に住民登録のある新成人に は、12月初旬に案内状を送付します。1月4日になっ ても案内状が届かないときには連絡してください。

※市外在住で、彦根市の「新成人のつどい」に参加を 希望する人は、12月中に下記まで連絡してください。 (案内状を送付します)

※案内状をなくした人は、当日の会場受付で申し出て ください。

③未登記家屋の所有者を変更

例

店舗から住宅への変更)

②家屋の用途を変更したとき

①家屋を取り壊したとき

追納制度をお勧めしますれている皆さんへ国民年金保険料を免除さ

期間となり、当初から保険料るとその期間は保険料納付済納制度」があります。追納す

を納付することができる

の納付があった場合と同じ扱

いになります。

をしてください

問い合わせ先 雨教育委員会生涯学習課 ☎ 24-7974、FAX23-9190

相続や売買)

したとき(例

未登記家屋の

届出書は、

団税務課窓口に

問い合わせ先

固税務課資産

ます。

そのため10年以内であれ

遡って国民年金の保険料

38番

礎年金の受給額が少なくなり

将来支給される老齢基

税係☎3-6-38番、

-398番

ることもできます。

ムページからダウンロードす

あります。

また、

彦根市ホ

支払わずにそのままにしてお

からは、

承認を受けた年度の

翌年度から起算して3年度目

なお、承認を受けた年度の

問い合わせ先

彦根年金事務保険料に加算金がつきます。

所国民年金課

若年者納付猶予の承認を受け た期間の国民年金保険料を、

保険料免除·学生納付特例

彦根年金事務所

います。 差などが大きな要因となって きえ方や、男女間の経済力の がありますが、「男性は女生よその背景にはさまざまな要因 あっても許されるものではあ暴力は、いかなる理由が 「束縛は愛情である」

「女性に対する暴力を11月12日~同25日は

要です **漆屋の取り壊し」「家屋の用途変更** 更一をした人は

を目指しましょう。重しあえる男女共同参画社会重いないよう、男女が互いに尊 問い合わせ先 24-8577番 3番 団人権政策課

固定資産税の課税の基準と 税務 課

ルの間で起こる暴力(デートDは中学・高校生や若いカップ

する暴力は、

しく侵害するものであり、男する暴力は、女性の人権を著

りません。

とりわけ、女性に対

カー行為、そして近年で

シュアル・

ハラスメント、

や性犯罪、売買春、

セク

・(ドメスティック・バイオレン配偶者からの暴力であるD

市人権政策課

います。 V) などの被害が問題になって

女共同参画社会の形成を阻害

するものです。

社会が女性への暴力を容認

なる日

(賦課期日)

は

毎 年 1

被害者の多くが女性であり

子どもの本入門講座

基礎コース

14

子どもたちと本を楽しむために、子どもの本について学 ぶ講座です。受講した人は、平成24年1月に読み聞かせ の「実技コース」を受講できます。

日程・テーマ

課期日に資産を持っている人

日です。固定資産税は、賦

年内(12月28日/8まで)に届出

いずれ

かに該当する場合は

を適正に課税するため、

次の

に課税されます。

固定資産税

①11月25日金 言葉の大切さ・子どもの成長と本

②11月30日(水) 絵本を楽しむ

③12月 9日金 季節に応じた手遊び、わらべうた

①、②は9:30~11:00 3k3:30~11:30

※できるだけ3回とも受講してください。

市立図書館 50人(先着順) 定員

参加費 無料

申込方法・問い合わせ先 電話かファクスで市立図書館 ☎22-0649、FAX26-0300^

ひこねプレミアム商品券を発売します

15%お得にお買い物ができる「ひこねプレミアム商品券」が発売さ れます。価格は1冊(11.500円分の商品券綴り)が1万円です。

12月17日出) 9:30~ (ビバシティ彦根は10:00~) ※売り切れしだい販売終了

商品券の内容 『全加盟店共通券』(5,500円分)と『中小加盟店専用

限定 1万冊(1億1,500万円分)。一人1冊限定の販売です。 ①アル・プラザ彦根 1 階サービスカウンター (大東町)、② 銀座街事務所(錦町)、③彦根商工会議所1階(中央町)、④ベルロー (場所は未定)、⑤高宮商工繁栄会館(高宮町)、⑥フタバヤ 彦根店(高宮町)、⑦川瀬馬場町駅地区自治会集会所(川瀬馬場町)、⑧ 稲枝商工会館(稲部町)、⑨ビバシティ彦根 1 階(竹ケ鼻町)

使用できる店舗 「ひこねプレミアム商品券取扱加盟店」のステッカー が貼付されている市内の店舗

※商品券購入時に取扱加盟店舗の一覧を配布します。

※取扱加盟店一覧記載の「大規模加盟店」では、『全加盟店共通券』の み使用可能です。

使用有効期間 12月17日(土)~平成24年3月18日(日)

販売所ごとの問い合わせ先 ① · ②彦根商店街連盟☎ 22-7303、③ 彦根商工会議所☎22-4551、④彦根巡礼街道商店街(振)☎24-2928、⑤高宮商工繁栄会☎ 22-2075、☎ 28-0171、⑥フタバヤ 彦根店☎ 24-8128、⑦河瀬駅前商工協☎ 25-0334、☎ 28-0139. ⑧稲枝商工会☎ 43-2201、⑨ビバシティ専門店街☎ 22-0253

◆取扱加盟店登録は随時受付中です。新規で登録を希望する場合は、 園商工課☎30-6119、FAX24-9676へ

86番 500番、FAX26-51根公共職業安定所☎22-2

市まちづくり推進室

まずに何でも相談してくださ不安なことがあれば一人で悩 ※個人の秘密は厳守.

相談窓口 8103番 総合窓口☎077-525

年末年始を除く).

広報ひこね 平成23年11月1日 広報ひこね 平成23年11月1日